

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
処遇改善計画書(令和4年度)

## 1 基本情報<共通>

|         |                              |                     |       |              |        |                             |
|---------|------------------------------|---------------------|-------|--------------|--------|-----------------------------|
| フリガナ    | ニイガタケンコウセイノウギョウキヨウタクミアレンゴウカイ |                     |       |              |        |                             |
| 法人名     | 新潟県厚生農業協同組合連合会               |                     |       |              |        |                             |
| 法人所在地   | 〒 951-8116                   | 新潟市中央区東中通一番町86番地109 |       |              |        |                             |
| フリガナ    | ヒロセ/アキヤマ                     |                     |       |              |        |                             |
| 書類作成担当者 | 廣瀬/秋山                        |                     |       |              |        |                             |
| 連絡先     | 電話番号                         | 025-230-2661        | FAX番号 | 025-228-0992 | E-mail | jigyou@niigata-kouseiren.jp |

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)  介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)  介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

## 2 賃金改善計画について<共通>

### (1) 加算額を上回る賃金改善について

・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

|   | 処遇改善加算      | 特定加算        | ベースアップ等加算               |
|---|-------------|-------------|-------------------------|
| ① 令和4年度の加算の見込額  | 円           | 円           | 7,251,270 円             |
| ② 賃金改善の見込額(i - ii)<br>(右側の額は加算見込額を上回ること)                          | 円           | 円           | 8,737,460 円             |
| i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)                              | (1)         | (2)         | (3) 219,881,607 円       |
| ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】 | 【基準額1】<br>円 | 【基準額2】<br>円 | 【基準額3】<br>211,144,147 円 |
| (ア)前年度の賃金の総額  | (4)         | (5)         | (6) 254,010,840 円       |
| (イ)前年度の処遇改善加算の総額  | (7)         | (8)         | (9) 30,282,481 円        |
| (ウ)前年度の特定加算の総額  | (10)        | (11)        | (12) 12,584,213 円       |
| (エ)前年度のベースアップ等加算の総額<br>(介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)                      | (13)        | (14)        | (15)                    |
| (オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額                                       | 円           | 円           | 円                       |

### 【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみの賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみの賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)～(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

### 【加算の総額に係る記入上の注意】

- ・(7)～(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金支払額通知書」に基づき記載すること。
- ・(10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

### 【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ・② ii)(オ)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったもの)に限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るもの(除く)をいいものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員処遇改善加算

|                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| ①処遇改善加算の見込額／②賃金改善の見込額        | 別紙様式2-1 2(1)のとおり       |
| ③算定する処遇改善加算の区分／④処遇改善加算の算定対象月 | 別紙様式2-2のとおり            |
| ⑤賃金改善実施期間                    | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 ( か月 ) |

(3)介護職員等特定処遇改善加算

|   |                  |
|---|------------------|
| ①特定加算の見込額／②賃金改善の見込額                                       | 別紙様式2-1 2(1)のとおり |
| ③処遇改善加算の取得状況  | 別紙様式2-2のとおり      |
| ④算定する特定加算の区分／⑤介護福祉士の配置等要件(サービス提供体制強化加算等の届出情報)／⑥特定加算の算定対象月 | 別紙様式2-3のとおり      |

|  |                        |  |  |
|--|------------------------|--|--|
| ⑦ 平均賃金改善額  | 経験・技能のある<br>介護職員(A)    | 他の介護職員(B)                                | その他の職種(C)  |
| i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される<br>賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)  | 円                      | 円  | 円  |
| ii) 前年度の常勤換算職員数(i)   | 人                      | 人  | 人  |
| iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)  | 人                      | 人  | 人  |
| iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額】(h)/(i)  | 円                      | 円  | 円  |
| v) グループ毎の平均賃金改善<br>額(月額)(g)/(j)/(k)  | 0 円<br>( 0 円 ) ( 0 円 ) | #VALUE! 円<br>( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) | #VALUE! 円<br>( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) |
| ※予定している配分方法について選<br>択すること。(いずれか1つ)   | (A)のみ実施<br>□           | 0 円<br>( 0 円 )                           | #VALUE! 円<br>( #VALUE! 円 )                             |
| ※当該年度の特定加算の見込額と前<br>年度の一月当たりの常勤換算方法に<br>より算出した職員数から算出した一人<br>当たり配分額(月額)。(括弧内はグル<br>ープ毎に配分可能な加算総額(年額))    | (A)(B)(C)全て実施<br>□     | #VALUE! 円<br>( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) | #VALUE! 円<br>( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) ( #VALUE! 円 ) |
|  | 上記以外の方法で実施<br>□        | 0 円<br>( 0 円 ) ( 0 円 )                   | 0 円<br>( 0 円 ) ( 0 円 ) ( 0 円 )                         |
| 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者   | 人(見込)                  |  |  |
| (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)  |                        |  |  |
| □ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。   |                        |  |  |
| □ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。  |                        |  |  |
| □ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化する<br>ことが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 |                        |  |  |
| □ その他( )   |                        |  |  |
| ⑧ 賃金改善実施期間(k)  | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 ( か月 ) |  |  |

【記入上の注意】

- ③(7 i)「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ③(7 ii)「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によるものである。

(4)介護職員等ベースアップ等支援加算

- (4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

|   |  |
|---|--|
| ①ベースアップ等加算の見込額／②賃金改善の見込額  | 別紙様式2-1 2(1)のとおり   |
| ③処遇改善加算の取得状況／④ベースアップ等加算の算定対象月                                   | 別紙様式2-4のとおり  |
| ⑤ベースアップ等による賃金改善の見込額等  |  |
| i) 介護職員の賃金改善の見込額(n-1)<br><br>(うち、ベースアップ等による賃金改善の<br>見込額)(n-2)   | 8,737,460 円<br><br>7,392,108 円<br>( 84.60 ) %<br>(一月あたり) 1,232,018 円 |
| i) その他の職員の賃金改善の見込額(o-1)<br><br>(うち、ベースアップ等による賃金改善の<br>見込額)(o-2) | 0 円<br><br>0 円<br>( 0.00 ) %<br>(一月あたり) 0 円                          |
| ⑥ 賃金改善実施期間  | 令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 6 か月 )                                    |

【記入上の注意】

- ④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」((1)②の最右欄)と一致すること。

(5) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算

|  |  |        |           |    |     |
|--|--|--------|-----------|----|-----|
| 賃金改善を行<br>う給与の種類   | 基本給  | 手当(新設) | 手当(既存の増額) | 賞与 | その他 |
|  | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)<br><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。 |        |           |    |     |
| 具体的な取組<br>内容   |  |        |           |    |     |
|  | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。<br>(上記取組の開始時期) 令和 年 月 ( 実施済 予定 )  |        |           |    |     |
| ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし |  |        |           |    |     |

ロ 特定加算

|  |   |        |           |    |     |
|--|---|--------|-----------|----|-----|
| 経験・技能の<br>ある介護職員<br>の考え方   |   |        |           |    |     |
|  | (A)経験・技能のある介護職員 <input type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種<br>((A)にチェック(✓)がない場合その理由)   |        |           |    |     |
| 賃金改善を行<br>う職員の範囲   | 基本給   | 手当(新設) | 手当(既存の増額) | 賞与 | その他 |
|  | (当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)<br><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載 |        |           |    |     |
| 具体的な取組<br>内容   |   |        |           |    |     |
|  | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。<br>(上記取組の開始時期) 令和 年 月 ( 実施済 予定 )   |        |           |    |     |
| ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし |   |        |           |    |     |

ハ ベースアップ等加算

|  |   |                          |     |                                     |                       |                          |                          |                          |    |                                     |               |
|--|---|--------------------------|-----|-------------------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|-------------------------------------|---------------|
| 賃金改善を行<br>う給与の種類   | ベースアップ等   | <input type="checkbox"/> | 基本給 | <input checked="" type="checkbox"/> | 決まって毎月支払われる<br>手当(新設) | <input type="checkbox"/> | 決まって毎月支払われる<br>手当(既存の増額) | <input type="checkbox"/> | 賞与 | <input checked="" type="checkbox"/> | その他 ( 法定福利費 ) |
|  | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)<br><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載 |                          |     |                                     |                       |                          |                          |                          |    |                                     |               |
| 具体的な取組<br>内容   | 職種: 介護福祉士・看護介護補助員<br>支給方法: 月額8,400円<br>常勤者以外は対象月毎の常勤換算数を乗じたものを月額とする(10円未満を切り捨てとする)<br>支給期間: 令和4年10月～令和5年3月  |                          |     |                                     |                       |                          |                          |                          |    |                                     |               |
|  | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。<br>(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 予定 )   |                          |     |                                     |                       |                          |                          |                          |    |                                     |               |
| ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし |   |                          |     |                                     |                       |                          |                          |                          |    |                                     |               |

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)(2)並(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

|                  |  |
|------------------|--|
| 独自の賃金改善の具体的な取組内容 |  |
| 独自の賃金改善額の算定根拠    |  |

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

| キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。                |  | 加算 I・II の場合は必ず「該当」 | 該当 | 非該当 |
|--|--|--------------------|----|-----|
| イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。            |  |                    |    |     |
| ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。             |  |                    |    |     |
| ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 |  |                    |    |     |

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。  変更なし

| キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。  |   | 加算 I・II の場合は必ず「該当」   | 該当 | 非該当 |
|--|---|--|----|-----|
| イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 |   |  |    |     |
| イの実現のための具体的な取組内容<br>(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)                             | ① | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施とともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること |    |     |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。  | ② | 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること                                      |    |     |

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。  変更なし

| キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。                                   |   | 加算 I の場合は必ず「該当」  | 該当 | 非該当 |
|--|---|--|----|-----|
| イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 |   |  |    |     |
| 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)                              | ① | 経験に応じて昇給する仕組み<br>※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。   |    |     |
|  | ② | 資格等に応じて昇給する仕組み<br>※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |    |     |
|  | ③ | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み<br>※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。          |    |     |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。  |   |  |    |     |

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。  変更なし

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

| 区分   | 内容  |
|--|---|
| 入職促進に向けた取組   | 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化  |
|  | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築  |
|  | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築   |
|  | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施   |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援                                    | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
|  | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動   |
|  | エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入  |
| 両立支援・多様な働き方の推進   | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保  |
|  | 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備  |
|  | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備   |
|  | 有給休暇が取得しやすい環境の整備  |
| 腰痛を含む心身の健康管理   | 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実  |
|  | 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施  |
|  | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施   |
|  | 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施   |
| 生産性向上のための業務改善の取組                                       | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備   |
|  | タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減   |
|  | 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化                                 |
|  | 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備  |
| やりがい・働きがいの醸成   | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減  |
|  | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善   |
|  | 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施   |
|  | 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供   |
| ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 | <input type="checkbox"/> 変更なし   |

## 5 見える化要件について＜特定加算＞

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

|              |  |
|--------------|--|
| ホームページへの掲載   | 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 揭載予定<br>自社のホームページに掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 揭載予定 |
| その他の方法による掲示等 | 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 揭載予定<br>その他( ) / <input type="checkbox"/> 予定                           |

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

| 確認項目  | 証明する資料の例           |
|---|--------------------|
| ✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。  | 就業規則、給与規程          |
| ✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。                                 | 給与明細               |
| ✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。  | 勤務体制表、介護福祉士登録証     |
| キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。  | 資質向上のための計画         |
| ✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 | —                  |
| ✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。  | 労働保険関係成立届、確定保険料申告書 |
| ✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。  | 会議録、周知文書           |

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があつた場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

|  |
|--|
| 計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していくことを誓約します。 |
| 令和4年8月26日 法人名 新潟県厚生農業協同組合連合会<br>代表者 職名 代表理事理事長 氏名 田中 納次  |

## 介護職員処遇改善支援補助金計画書

## 1 基本情報

|         |                              |                      |       |              |        |                             |
|---------|------------------------------|----------------------|-------|--------------|--------|-----------------------------|
| フリガナ    | ニイガタケンコウセイノウキヨウキヨウトウケミアルソウカイ |                      |       |              |        |                             |
| 法人名     | 新潟県厚生農業協同組合連合会               |                      |       |              |        |                             |
| 法人所在地   | 〒 951-8116                   | 新潟市中央区東中通一一番町86番地109 |       |              |        |                             |
| フリガナ    | ヒロセ/アキヤマ                     |                      |       |              |        |                             |
| 書類作成担当者 | 廣瀬/秋山                        |                      |       |              |        |                             |
| 連絡先     | 電話番号                         | 025-230-2661         | FAX番号 | 025-228-0992 | E-mail | jigyou@niigata-kouseiren.jp |

## 2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式 2-2 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル4カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

|  |  |             |           |
|--|--|-------------|-----------|
| ①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)  | 9,726,566                                      | 円           | 要件 I<br>○ |
| ②賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)                          | 11,477,693                                     | 円           |           |
| i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)              | 337,242,464                                    | 円           |           |
| ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】                 | 325,764,771                                    | 円           |           |
| ③ベースアップ等による賃金改善の見込額  |  |             |           |
| i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)<br>(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)<br>(f-2)    | 11,477,693<br>9,844,934<br>(一月あたり 1,230,617 円) | 円<br>円<br>円 | (85.77) % |
| ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)<br>(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)<br>(g-2) | 0<br>0<br>(一月あたり 0 円)                          | 円<br>円<br>円 | (0.00) %  |
| ④補助金による賃金改善実施期間  | 令和4年 2月 ~ 9月                                   |             |           |

## 【記入上の注意】

- ② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ② i) 及び ② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

## 3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

|   |   |  |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|
| 賃金改善を行う給与の種類                                  | ベースアップ等   | <input type="checkbox"/> 基本給                 | <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) | <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額) |   |
|   | その他   | <input type="checkbox"/> 手当(新設)              | <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)                    | <input type="checkbox"/> 賞与                   | <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 法定福利費 ) |
| (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)                 |   |  |   |   |   |
|   | <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し   | <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し | <input type="checkbox"/> その他 ( )                      |   |   |
| (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 |   |  |   |   |   |
| 具体的な取組内容                                      | 月額8,400円※<br>・常勤者以外は(1)に以下の算式により対象月毎の常勤換算数を乗じたものを月額とする(10円未満を切り捨てとする)。<br>く算式(看護職員等処遇改善事業実施要綱より)：「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間(就業は除く。)」：「当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」・本会常勤職員の1週間労働時間は87.5時間で計算し、小数点以下第3位四捨五入(在籍従業員数の常勤換算数と同じ)。・月の途中の採用・復職・休職・退職時に日割計算を行う。常勤者は月額を20で除した額に所定労働日数を乗じた額とする。<br>※常勤者以外は月額を20ではなく1ヶ月(4週)当たりの所定労働日数 |  |   |   |   |
|   | ・月初めより月末まで継続して勤務しない場合は支給しない。<br>なお、補助金を上回る待遇改善を要すため、令和4年9月給与で上乗せ支給する場合もあることに留意すること。   |  |   |   |   |

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

| 確認項目  | 証明する資料の例           |
|---|--------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。  | —                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。  | —                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。   | 就業規則、給与規程          |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。   | 給与明細               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。  | 勤務体制表              |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法<br><input checked="" type="checkbox"/> その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 | —                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。  | 労働保険関係成立届、確定保険料申告書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。  | 会議録、周知文書           |

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 新潟県厚生農業協同組合連合会  
代表者 職名 代表理事理事長 氏名 田中 納次

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和4年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

|                 |  |              |       |              |        |
|-----------------|--|--------------|-------|--------------|--------|
| フリガナ<br>法人名     | ニイカタケンコウセイノウキヨウキヨウトウクミアイレンコウカイ<br>新潟県厚生農業協同組合連合会 |              |       |              |        |
| 法人所在地           | 〒 951-8116<br>新潟市中央区東中通一番町86番地109                |              |       |              |        |
| フリガナ<br>書類作成担当者 | ヒロセ/アキヤマ<br>廣瀬/秋山                                |              |       |              |        |
| 連絡先             | 電話番号   | 025-230-2661 | FAX番号 | 025-228-0992 | E-mail |

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること

II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

## (1) 介護職員処遇改善加算

|   |                   |            |   |
|---|-------------------|------------|---|
| ① 算定する加算の区分   | ※ 別紙様式2-2のとおり     |            |   |
| ② 介護職員処遇改善加算の算定対象月  |                   |            |   |
| ③ 令和4年度介護職員処遇改善加算の見込額   | 71,187,720        | 円          |   |
| ④ 賃金改善の見込額(i - ii)  | (右欄の額は③欄の額を上回ること) | 71,835,274 | 円 |
| i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)                                       | 413,088,642       | 円          |   |
| ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く) <b>【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)</b> | 341,253,368       | 円          |   |
| (ア)前年度の介護職員の賃金の総額   | 464,332,516       | 円          |   |
| (イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額   | 60,564,962        | 円          |   |
| (ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)  | 22,580,771        | 円          |   |
| (エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額   | 39,933,415        | 円          |   |
| ⑤ 賃金改善実施期間  | 令和4年6月～令和5年5月     |            |   |

【記入上の注意】 (ウ)補足説明:加算25,168,245×延べ857.8名(地域職員のみ)+延べ956.1名(Aグループ全体)

- ・ (1)(4)i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (1)(4)i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
- ※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- ・ (1)(4)ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及びii)(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・ (1)(4)ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものと除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

要件  
I

○

(2)介護職員等特定処遇改善加算

|   |                                   |               |               |
|---|-----------------------------------|---------------|---------------|
| ① 算定する特定加算の区分   | ※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり    |               |               |
| ② 介護職員処遇改善加算の取得状況   |                                   |               |               |
| ③ 介護福祉士の配置等要件<br>※サービス提供体制強化加算等の届出状況  |                                   |               |               |
| ④ 特定加算の算定対象月  |                                   |               |               |
| ⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)   | 37,776,360 円                      |               |               |
| ⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)  | (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)                 |               |               |
| i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)  | 460,146,860 円                     |               |               |
| ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)  | 398,140,299 円                     |               |               |
| (A)前年度の賃金の総額  | 523,807,101 円                     |               |               |
| (イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額   | 60,564,962 円                      |               |               |
| (ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額  | 25,168,425 円                      |               |               |
| (エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額   | 39,933,415 円                      |               |               |
| ⑦ 平均賃金改善額   | 経験・技能のある<br>介護職員(A)               | 他の介護職員(B)     | その他の職種(C)     |
| i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される<br>賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)   | 239,994,939 円                     | 158,145,360 円 | 円             |
| ii) 前年度の常勤換算職員数(j)  | 956.1 人                           | 834.8 人       | 人             |
| iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)   | 79.7 人                            | 69.6 人        | 人             |
| iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(j)  | 251,014 円                         | 189,441 円     | 円             |
| ○ (A)のみ実施   | 39,511 円                          |               |               |
| ▽ (A)のみ実施   | ( 37,776,467 円 )                  | ( #DIV/0! 円 ) |               |
| ○ (A)及び(B)を実施   | #DIV/0! 円                         | #DIV/0! 円     |               |
| ▽ (A)及び(B)を実施   | ( #DIV/0! 円 )                     | ( #DIV/0! 円 ) |               |
| ○ (A)(B)(C)全て実施   | #DIV/0! 円                         | #DIV/0! 円     | #DIV/0! 円     |
| ▽ (A)(B)(C)全て実施   | ( #DIV/0! 円 )                     | ( #DIV/0! 円 ) | ( #DIV/0! 円 ) |
| ○ 上記以外の方法で実施  | 円                                 | 円             | 円             |
| ▽ 上記以外の方法で実施  | ( 0 円 )                           | ( 0 円 )       | ( 0 円 )       |
| 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者  | 0 人(見込)                           |               |               |
| (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)   |                                   |               |               |
| <input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。   |                                   |               |               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。   |                                   |               |               |
| <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 |                                   |               |               |
| <input type="checkbox"/> その他( )   |                                   |               |               |
| ⑧ 賃金改善実施期間(k)   | 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 12 か月 ) |               |               |

【記入上の注意】

- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額について、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)  
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び (ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- (2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

### (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

#### イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

|              |   |
|--------------|---|
| 賃金改善を行う給与の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他   |
| 具体的な取組内容     | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)<br><br><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><br>(賃金改善に関する規定内容)<br><br>地域職員就業規程 第46条 (定期昇給)より抜粋<br>現在の本俸を受けるにいたったときから、1ヵ年以上(ただし、試用期間を除く)<br>良好な成績で勤務した後、所属長の内申により別表1の地域職員給料表に基づいて、<br>その1号上位の俸俸に昇給させる。<br>②(定期昇給の発令)<br>前項の発令は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日とする。<br><br>年平均月額3~4千円程度昇給 |
|              | ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。  |
|              | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。  |
|              | (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )   |
|              |   |

#### ロ 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

|                  |  |
|------------------|--|
| 経験・技能のある介護職員の考え方 | 従業員区分が地域職員と再雇用嘱託職員(いずれも月給者)について、勤続10年以上の介護福祉士(他法人勤務は含まないが、旧水原郷・財団小平谷出身者については介護福祉士資格取得から10年以上も含み、更に今後の労使協議により対象者を見直すこともある。)   |
| 賃金改善を行う職員の範囲     | <input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種<br>((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____  |
| 賃金改善を行う給与の種類     | <input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他  |
| 具体的な取組内容         | (当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)<br><br><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><br>(賃金改善に関する規定内容)<br><br>地域職員就業規程第31条(抜粋:令和2年10月新設)②主任手当については、主任に発令され当該業務を主任し、又は当該業務を統括する期間、月額4,000円から7,000円を支給する。③介護職員等特定処遇改善手当については、本人勤続10年以上(ただし、(旧)水原郷病院並びに公益財団法人小平谷総合病院より引き継いで雇用された者は、介護福祉士資格取得から10年以上)の介護福祉士有資格者で、かつ介護福祉士としての職務に従事した場合、月額35,000円を支給する。なお、支給基準月は令和元年10月1日とし、同年10月2日以降に勤続10年以上となる者は、当該者の定期昇給月(定期昇給停止者は直近の定期昇給月)より支給する。 |
|                  | ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。   |
|                  | 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。   |
|                  | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。   |
|                  | (上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )  |

### ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

|                  |   |
|------------------|---|
| 独自の賃金改善の具体的な取組内容 | ①賞与計画年間(2021年4月・7月・12月)3.0ヵ月に対し、コロナ補助金等を含め3.7ヵ月+一律6万円を支給<br>②介護医療院瀬波は、令和4年度からの加算取得だが、他の処遇改善(定期昇給)・特定処遇改善(月額3.5万円)同様の賃金改善を実施     |
| 独自の賃金改善額の算定根拠    | ①賞与団体交渉実施(2021.4=0.4ヵ月+6万円(計画0.1)/2021.7=1.4ヵ月(計画1.4)/2021.12=1.9ヵ月(計画1.5))<br>28,725,973円<br>②前述イ(7,112,442円)・ロ(4,095,000円)に同じ |

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

|  |  |
|--|--|
| キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。  | 加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 |
| <p>イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</p> <p>ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</p> <p>ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。</p> |  |

|   |  |
|---|--|
| キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。   | 加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 |
| <p>イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</p> <p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> ①<br><br>イの実現のための具体的な取組内容<br>(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)   | <p><input checked="" type="checkbox"/> 本部教育研修(介護職員研修)の実施。</p>                          |
|   | <p><input type="checkbox"/> ②</p> <p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p>           |
| <p>ロ イについて、全ての介護職員に周知している。</p>  |  |

|   |   |
|---|---|
| キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。  | 加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当   |
| <p>イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> |   |
| 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)                                     | <p><input type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み<br/>           ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p>  |
|   | <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み<br/>           ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> |
|   | <p><input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み<br/>           ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>                     |
| <p>ロ イについて、全ての介護職員に周知している。</p>  |   |

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

#### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

##### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

##### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

| 区分                  | 内容  |
|---------------------|---|
| 入職促進に向けた取組          | <input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化<br><input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築<br><input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築<br><input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施   |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | <input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等<br><input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動<br><input type="checkbox"/> エルダー・センター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入<br><input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保       |
| 両立支援・多様な働き方の推進      | <input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備<br><input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備<br><input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備<br><input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実   |
| 腰痛を含む心身の健康管理        | <input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施<br><input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施<br><input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施<br><input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備                                       |
| 生産性向上のための業務改善の取組    | <input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減<br><input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化<br><input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備<br><input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成        | <input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善<br><input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施<br><input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供<br><input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供   |

#### 5 見える化要件について<特定加算>※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

変更なし

|             |   |
|-------------|---|
| ホームページへの掲載  | <input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定<br><input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 |
| その他の方による掲示等 | <input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定<br><input type="checkbox"/> その他 / <input type="checkbox"/> 予定                   |

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

| 確認項目   | 証明する資料の例           |
|--|--------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。   | 就業規則、給与規程          |
| <input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。                                   | 給与明細               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。   | 勤務体制表、介護福祉士登録証     |
| <input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。                                      | 資質向上のための計画         |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 | —                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。   | 労働保険関係成立届、確定保険料申告書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。   | 会議録、周知文書           |

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 新潟県厚生農業協同組合連合会  
代表者 職名 代表理事理事長 氏名 田中 納次